

令和8年 第3回教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和8年3月25日（水）13時30分から15時00分

2 会 場 教育委員会 会議室

3 出席者 坂本教育長・米澤教育長職務代理者

萩原委員・小西委員・頭島委員

教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）

管理課長・学校教育課長・生涯学習課長

体育振興課長・人権教育推進室長

教育長　：　定刻が参りましたので、ただ今より令和８年第３回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

教育長　：　議事録署名委員の指名を行います。米澤教育長職務代理にお願いします。

教育長　：　事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長：　本日、両教育次長、各課室長、書記として管理課副主幹が出席しております。以上です。

教育長　：　経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長：　それでは、私から所管いたします管理課、生涯学習課、体育振興課（管理担当）におけます令和８年２月２５日から３月２４日までの主な内容について、ご説明させていただきます。

（経過報告に基づき以下の事業について概要説明）

- 2/28 図書館再開
- 3/2 令和８年第１回定例市議会本会議
- 3/3 令和８年第１回定例市議会本会議
- 3/9 第９回若狭野小学校統合準備委員会
- 3/10 相生市スポーツ推進審議会
- 3/11 令和８年第１回定例市議会本会議
- 3/12 令和８年第１回定例市議会本会議
- 3/14 金ヶ崎学園大学修了式
- 3/16 総務文教常任委員会
- 3/17 予算審査特別委員会
- 3/18 予算審査特別委員会

教育長　：　続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長：　私からは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。（指導担当）

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 2/25 青少年問題協議会
たんぼぼの会おわりの会
- 3/4 第9回人権教育推進委員研修会
- 3/10 中学校卒業式
- 3/12 公立高校一般入試
- 3/13 臨時校長会
- 3/17 小中学校給食終了
- 3/19 幼稚園修了式
- 3/24 臨時校長会
若狭野小学校休校式典

教育長 : 説明は終わりました。その他、追加の説明はありますか。

管理課長 : ございません。

教育長 : 経過報告全体にわたって、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、経過報告を了承願います。

教育長 : 議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(1) 報告事項 ア 報告第6号は、同条第5号「教育に関する歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出に関する事件」に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、報告第6号について非公開とします。

教育長 : 日程6、議事に入ります。

(1) 報告事項 ア 報告第6号「令和7年度教育費補正予算(3月)(案)について」事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長：次に、イ 報告第7号「相生市学校教育施設個別施設計画の改定について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 令和3年3月策定の「相生市学校教育施設個別施設計画」の中間見直しとして改定を行った旨の報告

教育長：説明は終わりました。本件について何かご質疑等ございませんか。

委員：矢野川中学校は、こういった方向性となりますか。

管理課長：矢野川中学校については、在り方が決定してから日が浅いことから、まだ具体的な話はなく、今後教育委員会の中で活用について検討する形でございます。

教育長：11ページの表中、幼稚園の段。相生幼稚園だけ令和10年度で閉園となっているのはどのような意味ですか。

管理課長：相生幼稚園については、一体的な利用を考えている相生小学校が令和11年度に那波小学校と統合になりますので、相生幼稚園は令和10年度末閉園という形にしております。

教育長：わかりました。その他よろしいでしょうか。
それでは、ほかに質疑がないようですので、報告第7号は了承いただいたものといたします。

教育長：続きまして、ウ 報告第8号「令和8年度1件500万円以上の工事計画について」事務局より説明をお願いします。

各課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 令和8年度1件500万円以上の工事計画概要について説明

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑はないようですので、報告第8号については報告を了承いただけたものといたします。

教育長： 次に、エ 報告第9号「相生市教育委員会だよりの発行について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 教育委員会だより（かがやく相生第35号）の発行について説明

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長： 矢野小学校の小規模特認校には、校区外から、1年生に中央小学校区から1名、2年生に若狭野小学校区から2名、4年生に若小校区と那波小学校区から1名ずつ、5年生に双葉小学校区から1名、6年生に若小校区から1名、合計7名が申請し、利用するということになっております。

教育長： ほかにご質問等はよろしいでしょうか。

なければ、報告第9号については報告を了承いただけたものといたします。

教育長： 次に、オ 報告第10号「令和7年度相生っ子かがやき顕彰の受賞者の決定について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 令和7年度相生っ子かがやき顕彰の受賞者5名を決定したことについて報告

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長：銅賞の桃井さんの作品は、「ひとみ」11月号に掲載し、市民のみなさまにも読んでいただいています。

また、バスケットボールの3名は、姫路にある「カーター」というクラブチームに所属しており、そこからの出場だと聞いております。

教育長：よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですので報告第10号については報告を了承いただけたものといたします。

教育長：続いて、(2)議決事項 ア 議第3号「相生市立幼稚園則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 幼稚園設置基準の一部を改正する省令に基づき、幼稚園の定員を変更する規則の制定について議案提出

教育長：説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。質疑はないようですので、議第3号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長：続いて、イ 議第4号「相生市立学校校区規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 若狭野小学校が休校し学校区が変更となることから、規則改正について議案提出

教育長：説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。質疑はないようですので、議第4号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長：続いて、ウ 議第5号「相生市放課後児童保育学級条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 若狭野小学校が青葉台小学校と統合することに伴い、青葉台小学校の放課後児童保育学級の定員を見直す規則改正について議案提出

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。質疑はないようですので、議第5号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長： 続いて、エ 議第6号「相生市通学バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 「相生市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部改正」にあわせて、通学バスの利用範囲等、規則の一部を改正する議案提出

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑はないようですので、議第6号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長： 次に、オ 議第7号「相生市立中学校における部活動指導員に関する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 部活動指導員の職務や身分を明確にし、専門的な指導の更なる充実と地域クラブへの展開の推進のため、規則を制定する議案提出

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長： 今後、部活動の地域展開で重要な役割を担っていただく方になりますが、募集はいつからになりますか。

学校教育課長： 部活動指導員の募集につきましては3月から開始しており、市外から2名にお話をいただいているところです。

教育長： その他、ご質疑はありませんか。

委員： 部活動を一生懸命頑張っている生徒であれば、指導員の勤務時間が短くないのでしょうか。

学校教育課長： 相生市が定めている部活動のガイドラインの中で、「平日は2時間以内、休日は3時間以内」と定められており、それに沿って現在の部活動が行われています。それに沿った形としております。

教育長： よろしいでしょうか。

それでは、その他質疑はないようですので、議第7号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長： 次に、カ 議第8号「相生市芸術文化活動助成金に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 芸術文化団体が実施する創作発表事業への助成金交付対象となる団体に対し、免除を行っている使用料等について、見直しを行う訓令を制定する議案提出

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑はないようですので、議第8号について原案どおり可決することとさせていただきます。

教育長： 次に、（3）その他に移ります。ア「令和8年2月分学校事故発生状況報告」イ「不登校等の状況報告」ウ「小中学校におけるいじめの現状報告」をまとめて報告願います。

【非 公開事件】

教育長　：　次に、エ「令和８年４月分行事予定報告」をお願いします。

【非 公開事件】

教育長　：　それでは次に、オ「その他」について、事務局 何かありますか。

管理課長：　（配付資料の確認）

教育長　：　よろしいでしょうか。

この際、委員のみなさまから何かありましたら、お願いいたします。

教育長　：　特にないようであれば、令和８年第３回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

１５：００　終了